令和7年度 児童発達支援事業所における自己評価結果

こんぱす仏生山

討議日：令和7年10月 8日
公表日：令和8年 3月17日

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	5		スペースについては、国の定める基準では児童一人当たり2.47㎡となっており、基準以上のスペースが確保されております。	
	2	利用定員やこどもの状態等に対して職員の配置数は適切であるか。	5		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、職員数は児童10名までに2人、それ以上の児童が利用する際には児童5名につき職員を1人ずつ増員するよう定められており、基準配置以上の職員がおります。	
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	5		現在、車いすや視覚・聴覚障害のある児童の利用はありませんが、すべての児童にとって分かりやすく安心して過ごせる環境づくりに努めております。入口の段差については、安全面に配慮しながらスロープ設置等の環境整備を検討してまいります。	入口には段差が 1 か所ありますが、今後スロープの設置などを検討してまいります。 現在、該当する児童はおりませんが、支援が必要な児童の受け入れ時には、安全面に十分配慮しながら協議してまいります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	5		空気清浄機を使用し、机・椅子・玩具などは消毒して清潔を保っています。 また、毎日掃除と消毒をおこなっています。	
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。		5		現状、個室の確保が難しいため、必要に応じてパーテーション等を活用し、児童が落ち着いて過ごせる空間を確保できるよう環境整備に努めてまいります。
業務改善	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	5		朝会やリフレクション会議で振り返りをおこない、業務改善に努めております。	
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		年 1 回のアンケートを実施し、集計内容を職員間で共有しながら今後の支援につなげております。	
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	5		朝会でミーティングをおこない、月 1 回のリフレクションでは、課題があれば自由に話し合える場を設け、その内容を業務改善につなげております。	
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		5	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	5		定期的に事業所内研修をおこなっており、社外研修にも参加し、職員の資質向上に努めております。	
適切な支援の提供	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	5		公式Webサイトにて公表しております。	
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。	5		アセスメントを通じて児童や保護者様のニーズを把握し、適切な計画を作成しております。	
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	5		児童発達支援管理責任者を中心に会議を開き、職員全体で児童の支援について話し合いをおこなっております。	
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	5		職員全員で支援計画を把握し、統一した支援をおこなっております。	
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	5		社内共通の標準化されたアセスメントシートを使用しております。	
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	5		児童の現状に応じた支援計画を作成し、必要に応じて見直しをおこなっています。 また、関係機関と連携し、児童の現状や今後の課題に沿った計画を作成しています。	
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	5		児童の年齢や特性を考慮しながら、全職員で話し合い、支援計画を立案しております。	
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	5		季節ごとの行事やイベントを工夫しながら実施しております。	
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。	5		個別療育を基本とし、集団活動も取り入れながら、児童の特性に応じた支援計画を作成しております。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	5		当日の予定や支援内容について、事前に職員間で確認する時間を設けております。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い､気付いた点等を共有しているか。	5		支援終了後は職員間で振り返りをおこない、当日不在の職員にも確実に情報が共有されるよう、記録や連絡ツールを活用しながら共有体制の強化に努めております。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	5		支援内容だけでなく、その日の児童の様子などを正確に記録し、次の支援担当者への申し送りや職員間での共有をおこないながら、より良い支援を目指しております。	
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	5		定期的にモニタリングを実施し、現状を把握しながら見直しの必要性を判断しております。	
関係機関や保護者との連携	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	5		対象児童について、事前に職員間で話し合い、現況を把握したうえで、児童発達支援管理責任者が担当者会議に参画しております。	
	25	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	5		協力医療機関、行政、保育、学校などと連携し、必要な支援をおこなっております。	
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	5		移行支援をおこなうことで、地域の保育や支援を受けられるようにし、同年代の児童との関わりを深めるため、支援内容や情報共有を進めております。	
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	5		個人情報に十分配慮し、必要に応じて関係機関と情報共有を行っております。	
	28	（28～30は、センターのみ回答） 地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。				
	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。				
	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。				
	31	（31は、事業所のみ回答） 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。	5		同一法人のセンター機能を有する事業所と連携し、アドバイスを受けております。	
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。		5	現時点では交流の機会は設けられておりません。	今後は、保護者様のご意向を踏まえながら、地域との交流機会の創出について検討し、児童の社会性の向上につながる取り組みに努めてまいります。
	33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	5		日頃から保護者様との情報交換をおこない、職員間での随時共有・更新に努めております。	
	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	5		送迎時などに保護者様のお悩みやお困りごとをうかがい、必要な助言や支援方法をその都度お伝えするよう努めております。 また、療育上必要な内容については、ご家庭での協力をお願いし、可能な範囲で取り組んでいただいております。	
保護者への説明等	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	5		契約の際に、分かりやすい説明を心がけています。	
	36	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	5		児童発達支援管理責任者が児童やご家族のご意向を尊重しながら、児童発達支援計画の作成をおこなっております。	
	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	5		支援計画の内容について、児童発達支援管理責任者が説明し、保護者様の同意を得ております。	
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	5		保護者様が相談しやすい雰囲気づくりを心がけ、送迎時の連携を通じて日頃から親身に対応しております。	
	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。		5	現時点では保護者会等の交流機会は設けられておりません。	護者様のご意向を伺いながら、交流の機会を設けることができるよう検討してまいります。
	40	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	5		苦情窓口と責任者を配置し、相談や申し入れがあった際には迅速に対応できるよう努めてまいります。	
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	5		活動概要や行事については、毎月の事業所だより・SNS・Webサイトのブログ・COMPASS便り（季刊発行）でお知らせしております。	
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	5		個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、鍵付きの書庫にて厳重に保管しております。	
	43	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	5		良好な関係が築けるよう、言葉遣いや情報伝達の手段に配慮しております。	
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。		5	現時点では地域住民との交流機会の設定はできておりません。	地域に開かれた事業所運営を目指し、見学受け入れや交流機会の創出について検討してまいります。
非常時等の対応	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	5		各種マニュアルは壁面に掲示し、保護者様が手に取ってご覧いただけるようにしております。 また、定期的に児童と共に避難訓練を実施しております。	
	46	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	5		避難訓練は年間計画を立て、児童も参加して定期的に実施しております。 訓練の様子は事業所だよりでお知らせしています	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	5		アセスメント時に聞き取りをおこない、詳細な情報を職員間で共有しております。	
	48	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	5		指示書がある児童については、保護者様と情報共有をおこない、アレルギー情報の一覧表を作成し、全職員に周知しております。	
	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	5		年間の安全計画を作成し、安全管理に必要な研修・訓練・設備の点検を実施しております。	
	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	5		契約時に、安全計画の内容を保護者様へ周知しております。	
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	5		ヒヤリハット報告を徹底し、紙面に記録して回覧し、周知のためにミーティングをおこないながら再発防止につなげております。	
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	5		事業所内研修を実施し、職員の認識を深めております。	
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	5		身体拘束については原則としておこないません。 やむを得ないと判断される場合には、事前に十分な説明をおこない、保護者様の承諾を得たうえで支援計画に記載し、適切に対応してまいります。	

○この「事業所における自己評価結果（公表)」は、事業所全体でおこなった自己評価です。